

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（女川原子力発電所 保安規定）【5】
2. 日時：令和4年8月31日 13時30分～17時55分
3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

齋藤安全規制調整官、宮本管理官補佐、義崎管理官補佐、皆川主任安全審査官、小野安全審査官、伊藤原子力規制専門員

実用炉監視部門

水野企画調査官、久光上級原子炉解析専門官、志賀主任監視指導官

事業者：

東北電力株式会社

原子力本部 原子力部 副部長 他8名

原子力本部 原子力部 副長 他5名※

東京電力ホールディングス株式会社

原子力運営管理部 保安管理グループ グループマネージャー 他2名※

中部電力株式会社

原子力部 総括・品質保証グループ 専任副長 他2名※

北陸電力株式会社

原子力部 原子力発電運営チーム 統括 他2名※

中国電力株式会社

電源事業本部 原子力運営グループ マネージャー 他4名※

日本原子力発電株式会社

東海第二発電所 部長 他2名※

電源開発株式会社

原子力技術部 原子力計画室（建設管理） 課長代理 他1名※

北海道電力株式会社

原子力事業統括部 原子力運営グループ グループリーダー 他2名※

5. 要旨

(1) 東北電力株式会社から、女川原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の内容について、令和4年7月20日及び8月31日の提出資料に基づき説明があった。

(2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

【原子炉施設保安規定変更に係る説明資料（66条 先行BWRプラントとの比較

表)】

- 中央制御室換気空調系が動作不能の場合の要求される措置について、中央制御室換気空調系を代替する設備の設定の考え方を整理し説明すること。
- 緊急時対策所軽油タンクから電源車などへの給油方法は自重で給油するとのことであるが、軽油タンク及び供給先の燃料タンク高さ、配管の圧損などを踏まえて、必要容量を給油できる根拠を説明すること。
- 緊急時対策所の代替電源設備が動作不能の場合の要求される措置 A1、A2 について、確認する設備を整理し説明すること。
- 緊急時対策所の代替電源設備が動作不能の場合の要求される措置について、ガスタービン発電機が動作可能であることの確認の必要性について検討すること。
- 大容量送水ポンプ車（タイプ I）の運転上の制限及び要求される措置等における大容量送水ポンプ車（タイプ I）、注水用ヘッダ、ホース延長回収車、可搬型ストレーナについて、除熱及び注水等における必要数及びその考え方を整理し説明すること。
- 大容量送水ポンプ（タイプ I）が動作不能の場合の要求される措置について、条件 A～D を場合分けして記載する必要性について整理し説明すること。

(3) 東北電力株式会社から、本日説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

なお、本ヒアリングについては、事業者から一部対面での開催の希望があったため、「まん延防止等重点措置の解除を踏まえた原子力規制委員会の対応」（令和 4 年 3 月 23 日 第 73 回原子力規制委員会 配布資料 2）を踏まえ、一部対面で実施した。

6. その他

提出資料：

- ・ 女川原子力発電所 2 号炉 新規制基準保安規定変更に係る論点の整理について
- ・ 女川原子力発電所 2 号炉 新規制基準に係る保安規定変更認可申請の補正について
- ・ 東北電力女川原子力発電所新規制基準保安規定審査スケジュール（案）
- ・ 女川原子力発電所 2 号炉 原子炉施設保安規定変更に係る説明資料（6 条先行 BWR プラントとの比較表）【66-6, 7, 8, 9, 10, 11, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19 抜粋】

- ・ 女川2号保安規定 指摘事項に対する回答整理表